

京都市上下水道局総合評価競争入札の実施に関する要領

制定 平成19年12月1日

改正 平成21年9月1日、平成25年6月28日、

平成29年7月26日、平成30年4月1日、

令和2年3月27日、令和5年3月31日、

令和7年3月17日、令和8年3月16日

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（以下「令」という。）及び地方自治法施行規則に定めるもののほか、令第167条の10の2第3項の規定により実施する総合評価一般競争入札及び令第167条の13の規定により準用する令第167条の10の2（第6項を除く。）の規定により実施する総合評価指名競争入札（以下「総合評価競争入札」と総称する。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する契約は、総合評価競争入札により契約を締結することができるものとする。

- (1) 性能、機能、構造、デザイン、規模、履行方法その他の仕様の全部又は一部について、あらかじめ定めることができないもの
- (2) 価格その他の契約の条件を総合的に勘案して相手方を決定しようとするもの
- (3) 契約の条件のうち主に価格をもって契約の相手方を決定しようとするもの。ただし、工事の請負以外の契約であつて、入札者の提示する技術等によって、価格の差異に比して事業の成果に相当程度の差異が生じることが期待でき、主に価格以外の要素を評価しなければ適切な相手方の選定が困難であると京都市公営企業管理者上下水道局長が認める場合を除く。
- (4) あらかじめ落札者を決定するための基準を定めることができるもの
- (5) 工事の請負の契約にあつては、予定価格が200,000,000円以上のもの
- (6) 工事の請負以外の契約にあつては、予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件において「物品等の調達」の区分の基準額として告示された額以上のもの

2 前項に規定する契約について総合評価競争入札により契約を締結しようとするかどうかについては、契約ごとに、入札手続に要する日数及び事務負担の増大その他の負担の増加並びに契約の履行の水準の向上その他の効果を総合的に勘案して決定するものとする。

(工事請負契約における総合評価競争入札の区分)

第3条 工事の請負の契約に係る総合評価競争入札を行おうとするときは、当該入札の方法を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる種類に区別することがある。

- (1) 技術的な工夫の余地が大きく、特殊な施工方法その他の高度な技術提案の評価を必要とするとき 高度技術提案型総合評価競争入札
- (2) 技術的な工夫の余地が大きく、一般的な技術提案の評価を必要とするとき 標準型総合評価競争入札
- (3) 技術的な工夫の余地が小さく、施工計画の評価を必要とするとき 簡易型総合評価競争入札

(手続に要する日数)

第4条 総合評価競争入札の手続に要する日数は、総合評価競争入札により契約を締結しようとする案件（以下「契約案件」という。）ごとに定める。

(学識経験者の選任)

第5条 令第167条の10の2第4項及び第5項の規定により学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴くときは、契約案件ごとに、2人以上の学識経験者を選任するものとする。この場合において、選任する学識経験者からは、次に掲げる事項について書面により承諾を得るものとする。

- (1) 意見聴取に当たり知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- (2) 意見の信頼性を傷つけ又は本市の不名誉となるような行為をしてはならないこと。
- (3) 前2号に反する行為を行った場合には選任期間の途中で解任されることがあること。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、学識経験者に選任することができない。

- (1) 契約案件につき利害関係を有する者

(2) 前号に規定する者の3親等以内の親族

(意見聴取の方法)

第6条 令第167条の10の2第4項及び第5項の規定による意見の聴取（以下「意見聴取」という。）は、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 会議
- (2) 面談
- (3) 電子メール

2 前項第2号に規定する面談による場合は、本市の職員が2名以上で、個別に学識経験者と面談のうえ意見を聴くものとする。

(会議の議事録等の作成)

第7条 前条第1項第1号又は第2号の方法による意見聴取をしたときは、会議の議事録又は面談の結果の報告書を作成するものとする。

(総合評価の評価項目)

第8条 工事の請負以外の契約案件に係る総合評価競争入札（以下「一般型総合評価競争入札」という。）、高度技術提案型総合評価競争入札又は標準型総合評価競争入札を行おうとするときは、入札価格のほか次に掲げる項目の全部又は一部について評価するものとする。

- (1) デザイン、構造、規模その他の契約の目的物の形態
- (2) 機能、能力、耐久性、操作性その他の契約の目的物の性能
- (3) 契約の目的の達成のために必要な、将来発生するものを含めた運営管理費、維持更新費、付随して発生する物件の調達その他の入札価格に含まれない経費（以下「ランニングコスト」という。）
- (4) 材料、精度、仕上げその他の契約の目的物の品質
- (5) 契約の履行による効果の見込み
- (6) 提供されるサービスの水準
- (7) 手法、技術、体制、従事者、手順、期間その他の履行の方法
- (8) 同種の契約の履行の成績その他の履行の能力
- (9) 前各号のほか評価することが適当と認められる事項

2 簡易型総合評価競争入札を行おうとするときは、入札価格のほか前項第7号から第9号までに規定する項目の全部又は一部について評価するものとする。

(評価に必要な資料の提出等)

第9条 総合評価競争入札を行おうとするときは、各入札者に対し、入札書のほか評価しようとする項目ごとに、評価しようとする内容に応じ、次の各号のいずれかの資料の提出を求め、これを評価するものとする。

- (1) 提案の内容を説明する資料
- (2) 実績、資格その他の事実を証明する資料
- (3) 前2号のほか評価に必要な資料

2 総合評価競争入札を行おうとするときは、あらかじめ、契約案件の目的及び内容に応じ、評価しようとする項目、前項に規定する資料の様式、記載事項、提出期限その他の資料の提出方法及び評価の方法を定めるものとする。

3 第1項の規定により提出された資料については、令167条の8第3項に規定する入札書とみなし、書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。

(提案等の評価方法)

第10条 一般型総合評価競争入札、高度技術提案型総合評価競争入札及び標準型総合評価競争入札において、入札者が前条第1項の規定により提出した資料に記載された内容(ランニングコストに係るものを除く。以下「提案等」という。)を評価しようとするときは、おおむね次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 評価しようとする項目のうち、契約の目的の達成に不可欠な項目(以下「必須項目」という。)を定める。
- (2) 契約の目的の達成のために、契約の相手方が履行しなければならない内容及び履行してはならない内容並びに当該契約以外の契約において契約の相手方又は契約の相手方以外の者が達成しなければならない内容(以下「要求水準」という。)を定める。
- (3) 必須項目に関する提案等については、項目ごとに次のいずれかの方法により評価する。
 - ア 要求水準に達しているか否かについてのみ評価し、達しているときは基礎点として得点を与える。
 - イ 要求水準と比較し、どのような水準に達しているかについて評価し、要求水準に達しているときは基礎点として得点を与え、要求水準を超えている部分があるときは、評価に応じ、基礎点に加えて加算点として得点を与える。

(4) 評価しようとする項目のうち、必須項目以外の項目に関する提案等については、項

目ごとに、評価に応じ、加算点として得点を与える。

2 簡易型総合評価競争入札を行おうとするときの提案等の評価の方法は、おおむね次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 入札者が、提出期日までに、提出を求めた評価項目全てについて適正に作成された資料を提出したときは、基礎点として得点を与える。
- (2) 提出された資料に記載された内容については、項目ごとに、評価に応じ、加算点として得点を与える。

(入札価格及び提案等の総合評価の方法)

第11条 入札価格及び提案等の総合評価は、次の各号のいずれかの方式により行う。

- (1) 入札者の提案等に対する評価項目ごとの得点の合計を当該入札者の入札価格（ランニングコストについて評価しようとする場合にあっては、ランニングコストを入札価格に加えた価格。以下本条において同じ。）で除して得た数値を比較する方式（以下「除算方式」という。）
 - (2) 入札者の提案等に対する評価項目ごとの得点と当該入札者の入札価格を点数化した価格点の合計の数値を比較する方式（以下「加算方式」という。）
- 2 加算方式により総合評価を行おうとする場合において、次の各号に掲げる方法により入札価格の点数化を行おうとするときは、当該各号に定める算式により得られた数値（価格点の配点の範囲を限度とする。）を価格点とするものとする。

- (1) 点数化しようとする入札価格の最低入札価格（入札価格のうち最も低い入札価格をいう。以下同じ。）に対する割合を点数化しようとするとき（以下「相対評価」という。）
最低入札価格／入札価格×価格点の配点
- (2) 点数化しようとする入札価格の予定価格（ランニングコストについて評価しようとする場合にあっては、ランニングコストについて想定される支出額を含んだ価格。以下本号において同じ。）に対する割合を点数化しようとするとき（以下「絶対評価」という。）
 $(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{価格点の配点}$

(配点比率)

第12条 各評価項目に対する得点の配分は、契約案件ごとに、次の各号に掲げる総合評価の方法に応じ、当該各号に定める比率の範囲内において定める。

- (1) 除算方式 基礎点に対する加算点の割合が10分の1以上10分の4以内
- (2) 加算方式（価格点を相対評価により求めるもの） 価格点に対する加算点の割合が

10分の1以上10分の3以内

(3) 加算方式（価格点を絶対評価により求めるもの） 価格点に対する加算点の割合が

10分の1以上10分の6以内

（契約案件ごとの総合評価の方法）

第13条 第8条から前条までの規定にかかわらず、入札価格、ランニングコスト及び提案等に係る総合評価を、第8条から前条までの規定による総合評価の方法と異なる方法により行うことがある。この場合においては、契約案件ごとに総合評価の方法を定める。ただし、第2条第1項第3号ただし書きに該当する契約の場合、第10条から本条までの規定により算定した総合評価の点数（以下「総合評価点数」という。）に占める価格点の割合は、10分の2.5以上とする。

（落札方式）

第14条 入札価格が予定価格の制限の範囲内である入札者のうち、総合評価点数が最も高い者を落札者とする。

2 総合評価点数の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

3 工事、製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、前2項の規定により落札者となるべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、これらの規定にかかわらず、令第167条の10の2第2項の規定によりその者以外で総合評価点数の最も高い者を落札者とすることがある。この場合において、総合評価点数の最も高い者が2人以上あるときは、これらの者にくじを引かせて落札者を決定する。

(1) その者の申込みに係る価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるとき。

4 前項の規定は、同項の規定により落札者となるべき者が同項各号のいずれかに該当する場合の落札者の決定について準用する。

（入札者に交付する書類等）

第15条 総合評価競争入札により契約を締結しようとする場合は、おおむね次に掲げる書類を入札者に交付するものとする。

(1) 入札説明書又は公告（以下「入札説明書等」という。）

- (2) 総合評価に関する書類（以下「落札者決定基準」という。）
- (3) 仕様（第2条第1項第1号に規定する仕様をいう。以下同じ。）又は要求水準に関する書類（以下「仕様書等」という。）
- (4) 提案等のための様式及び提案等の記載要領に関する書類（以下「記載要領等」という。）

- 2 総合評価競争入札により契約を締結しようとする場合は、その旨を入札説明書等において明示するものとする。
- 3 総合評価の方法は、入札説明書等においてその概要を明示するとともに、落札者決定基準において明示するものとする。
- 4 提案等に関する評価項目、基礎点及び加算点の得点配分その他の評価に関する基準は、落札者決定基準において明示するものとする。
- 5 ランニングコストとして想定される支出額の上限は、仕様書等において明示するものとする。
- 6 提案等のための書類の記載方法は、記載要領等において明示するものとする。

（落札者決定基準等の説明等）

第16条 総合評価競争入札の実施において必要がある場合は、入札者に対し、落札者決定基準又は仕様書等に関する説明その他入札の手続に関する説明を行うことがある。この場合においては、その旨を入札説明書等において明示するものとする。

- 2 ランニングコスト又は提案等の評価において必要がある場合は、入札者に対し、当該入札者が提出した資料に関するヒアリングを実施することがある。この場合においては、その旨を入札説明書等において明示するものとする。

（資料の訂正等）

第17条 入札者の提案等に係る資料について、誤記、記載漏れその他の不備があるため適正に評価することができないと認められる場合において、不備の原因が、本市が資料の記入方法に関する適切な説明を欠いたことによるものであると認められるときは、当該提案等に係る競争入札の手続を取り消すものとする。ただし、当該競争入札が通常型指名競争入札であるときは、この限りでない。

- 2 入札者の提案等のうち事実を証明する資料について、誤記、記載漏れその他の不備があるため適正に評価することができないと認められる場合において、不備のある原因が、本市が資料の記入方法に関する適切な説明を欠いたことによるものであると認められ、

かつ、当該事実について本市が保有する資料により確認できるときは、前項の規定にかかわらず、本市が保有する資料により評価することができる。

- 3 入札者の提案等に係る資料に誤記又は記入漏れがあるため適正に評価することができないと認められ、その誤記又は記入漏れが、入札者の提案等に係る他の資料から勘案する方法その他の方法により正しい記載内容が容易に推測できる程度に軽微なものである場合において、正しい記載内容を確認したときは、第1項及び第9条第3項の規定にかかわらず、本市において誤記の訂正又は記入漏れの補記を行ったうえで評価することができる。

(事前審査型総合評価競争入札における入札参加資格の確認の取消し等)

第18条 事前審査型総合評価競争入札（総合評価競争入札参加資格の確認の全部又は一部を入札の前に行う入札方法をいう。）において、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）に定める場合のほか、入札者が、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、その者の競争入札参加資格の確認又は指名を取り消すことができるものとする。

- (1) 所定の期日までに提案等のための資料の全部又は一部を提出しないとき。
- (2) 提案等のために提出した資料について、誤記、記載漏れその他の不備があるため適正に評価することができないと認められるとき。ただし、前条第2項の規定により本市が保有する資料により評価することとしたとき及び前条第3項の規定により訂正又は補記したうえで評価することができることとしたときを除く。
- (3) 一般型総合評価競争入札、高度技術提案型総合評価競争入札及び標準型総合評価競争入札において、提案等の内容が要求水準に達していないと認められるとき。
- (4) ランニングコストに関する提案のために提出した資料に記載した金額が、本市がランニングコストについて想定される支出額の上限としてあらかじめ定めて公表し、又は入札者に通知した額を超えているとき。
- (5) 提案等の内容が、法令又は契約の条件に違反するとき。
- (6) 提案等の内容が、公正な入札の執行、契約の適切な履行、契約の目的の達成、又は本市の他の施策若しくは事業の推進に支障があると認められるとき。
- (7) 第16条第2項の規定により実施するヒアリングについて、事前に本市の承認を得ることなく欠席したとき。

- (8) 提案等のために提出した資料の内容について、虚偽があると認められたとき。
- (9) 前各号のほか契約案件ごとに定める競争入札参加資格の確認又は指名の取消しの要件に該当するとき。

2 前項の規定により、入札者の競争入札参加資格の確認又は指名を取り消すこととしようとするときは、あらかじめ、落札者決定基準又は入札説明書等においてその旨を明らかにするものとする。

(事後確認型総合評価競争入札における入札の無効)

第18条の2 事後確認型総合評価競争入札（総合評価競争入札参加資格の確認の全部又は一部を開札の後に行う入札方法をいう。）において、要綱に定める場合のほか、入札者が、前条第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、その者の入札を無効とすることができるものとする。

2 前項の規定により、入札を無効としようとするときは、あらかじめ、落札者決定基準又は入札説明書等においてその旨を明らかにするものとする。

(仕様の変更等)

第19条 一般型総合評価競争入札及び高度技術提案型総合評価競争入札により契約を締結しようとするときは、原則として、契約の相手方が提出した提案（第8条第1項第8号に規定する履行の能力の評価のために提出した提案を除く。以下本条及び次条において同じ。）の内容により当該契約の仕様の全部若しくは一部を定め、又はあらかじめ定めた仕様を変更するものとする。

2 標準型総合評価競争入札により契約を締結しようとするときは、契約の相手方が提出した提案の内容による仕様の変更を行うことができるものとする。

3 簡易型総合評価競争入札により契約を締結しようとするときは、契約の相手方が提出した提案の内容による仕様の変更は行わないものとする。

(提案内容の不履行等に係る違約金)

第20条 総合評価競争入札により契約の相手方を決定した場合は、原則として、契約の相手方となった者に当該競争入札において提出した提案の内容を履行させるものとする。

2 総合評価競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合は、原則として、契約の相手方となった者が当該競争入札において提出した提案の内容が達成できないときは、本市に対して違約金を支払わなければならない旨の規定を契約書に付記するものと

する。

(事務分担)

第21条 総合評価競争入札において、次に掲げる事務は、契約案件ごとに、契約の対象となる事業を実施する課等（以下「事業担当課等」という。）及び技術監理室監理課（以下「監理課」という。）が実施するものとする。ただし、工事の請負以外の契約については、業務等の内容から監理課が特に必要と認める場合を除き、事業担当課等のみで実施するものとする。

- (1) 第5条第1項の規定による学識経験者の選任を行うこと。
- (2) 第6条第1項の規定による意見聴取を行うこと。
- (3) 第7条の規定による意見聴取の会議の議事録又は面談の結果の報告書を作成すること。
- (4) 第8条から第13条までに規定する提案等の評価の方法を定めること。
- (5) 第10条、第11条及び第13条の規定による提案等に関する評価を行うこと。
- (6) 第15条第1項に規定する落札者決定基準、仕様書等及び記載要領等を作成すること。
- (7) 第16条第1項の規定による入札の手續に関する説明及び同条第2項の規定によるヒアリングを実施すること。
- (8) 第18条第1項の規定による競争入札参加資格の確認又は指名の取消しの要件を定めること。
- (9) 第19条の規定により仕様を定め、又は変更すること。
- (10) 前条第1項に規定する提案の内容の履行に関すること。
- (11) 前条第2項に規定する違約金に関する契約書の規定を作成すること。

2 事業担当課等は、次の各号に掲げる事務を行ったときは、速やかに、総務部契約会計課（以下「契約会計課」という。）に対して、当該各号に掲げる文書を提出するものとする。

- (1) 意見聴取の会議の議事録又は面談の結果の報告書の作成 議事録又は報告書
- (2) 落札者決定基準、仕様書等及び記載要領等の作成 落札者決定基準、仕様書等及び記載要領等
- (3) 提案等に関する評価 評価の結果に関する報告書

3 契約会計課は、契約案件ごとに、次に掲げる手續を実施するものとする。

- (1) 契約案件を定めること。
- (2) 入札公告その他の契約の申込みの誘引を行うこと。
- (3) 入札説明書を作成すること。
- (4) 入札者の総合評価競争入札への参加資格の確認又は指名を行うこと。
- (5) 入札者の提出する提案等を受領すること。
- (6) 第18条第1項の規定により入札参加資格の確認又は指名を取り消すこと。
- (7) 入札及び開札を行うこと。
- (8) 落札者を決定すること。
- (9) 契約の締結に関する事（違約金に関する契約書の規定の作成に関するものを除く。）。
- (10) 入札の予定及び結果その他の入札手続に係る公表に関する事。

4 前各項に定めのない総合評価競争入札の実施に必要な事務の分担は、契約案件ごとに、契約会計課、監理課及び事業担当課等が協議して定める。

(契約会計課の指示等)

第22条 契約会計課は、適正な契約の手続の実施のため必要があると認めるときは、事業担当課等に対し、指示、指導、助言その他の必要な措置を行うことができる。

附 則

この要領は、平成19年12月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年7月26日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。